

宮崎県におけるまだい、さわら、かつお等に関する沿岸曳縄・一本釣り漁業の資源管理協定
協定発効日 令和5年11月30日

(目的)

第1条 本協定は、まだい、さわら、かつお等の漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該沿岸曳縄・一本釣り漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって沿岸曳縄・一本釣り漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、宮崎県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、沿岸曳縄・一本釣り漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、まだい、さわら、おおにべ、かつお、きはだ、くろまぐろとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、たい一本釣、かつお一本釣、沿岸曳縄とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

くろまぐろ（小型魚） 資源管理基本方針別紙2-1に定める目標

くろまぐろ（大型魚） 資源管理基本方針別紙2-2に定める目標

かつお中西部太平洋条約海域 資源管理基本方針別紙3-3に定める目標

きはだ中西部太平洋条約海域 資源管理基本方針別紙3-5に定める目標

まだい太平洋南部海域 宮崎県資源管理方針別紙3-4に定める資源管理の方向性

さわら瀬戸内海系群 宮崎県資源管理方針別紙3-5に定める資源管理の方向性

おおにべ宮崎県海域 宮崎県資源管理方針別紙3-6に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

- 一 操業可能期間のうち別添1のとおり休漁日を設けるものとする。
- 二 まだいの採捕可能な最小尾叉長は、15センチメートルとする。なお、意図せず採捕された場合には、直ちに放流することとする。

2 前項の取組に加え、くろまぐろについては、強度な資源管理として資源管理基本方針及び宮崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守することとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票及び操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の

状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 5 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）及び宮崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、宮崎県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について宮崎県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び宮崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 本協定成立後に参加しようとする者は、所属漁協を通じて宮崎県資源管理実践漁業者協議会（以下「実践協議会」という。）に対して、参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、実践協議会が当該参加届を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協議会に対して、当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、所属漁協を通じて実践協議会に対して、当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、実践協議会が当該脱退届を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき宮崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(協定のその他手続き)

第 12 条 本協定を円滑に実施するために、その他必要な諸手続きは実践協議会を通じて行うものとする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和5年12月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり

(以上)

(別添 1)

沿岸曳縄・一本釣り漁業の休漁日

漁業種類	休漁日
たい一本釣	2～4月に10日間以上の休漁
かつお一本釣 沿岸曳縄	1月に5日間以上の休漁